

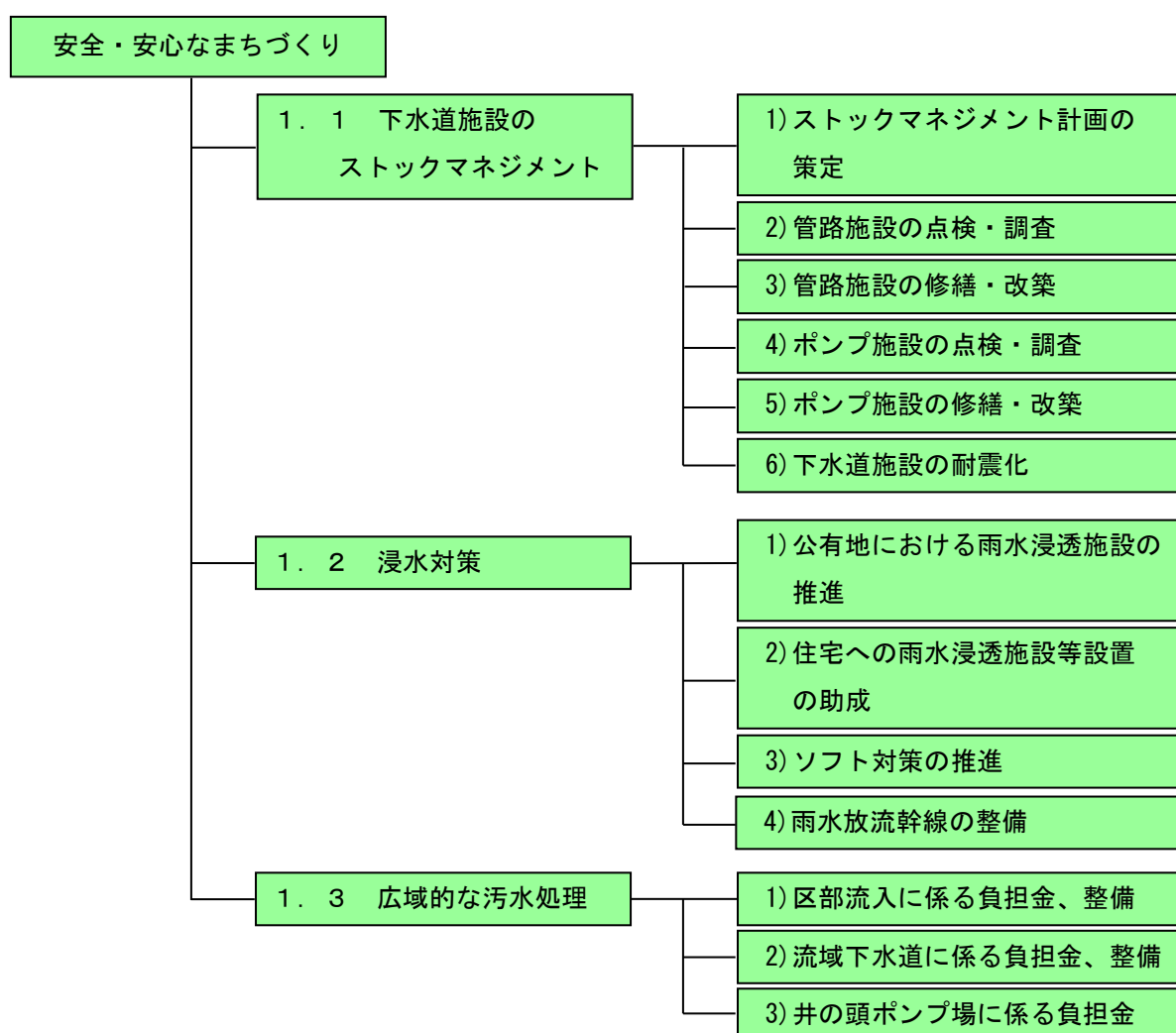
第3章

主 な 施 策

1. 安全・安心なまちづくり

下水道は市民の生命や財産を守る重要なライフラインである。下水道施設の老朽化による機能低下、都市型浸水や大規模地震の発生は、市民生活や都市機能に重大な影響をもたらす。

本項では、安全・安心なまちづくりに向けた方針と施策を示す。



安全・安心なまちづくりに向けての施策体系

1. 1 下水道施設の ストック マネジメント

(1) 方針

下水道事業のストックマネジメントとは、事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。

今後老朽化した下水道施設が増加していくことから、平成 27 年度に国は下水道法を改正し、新たに「維持修繕基準」を創設した。また、平成 28 年度には、これまでの下水道長寿命化支援制度を発展させ、下水道施設全体を一体的に捉えたストックマネジメント計画の策定とそれに基づく点検・調査、改築を支援し、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を目的として、下水道ストックマネジメント支援制度が創設された。これを受けて本市でも平成 31 年度にストックマネジメント計画を策定予定であり、計画に基づく点検・調査費用は補助の対象となる。

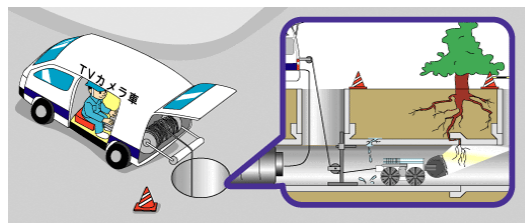
(2) 具体的な施策

1) ストックマネジメント計画の策定

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体の管理の最適化を図るために、平成 31 年度にストックマネジメント計画を策定する。計画では、管路施設（管きよ、人孔（蓋）、ます、取付管）とポンプ施設（各ポンプ所、各合流改善施設、北町雨水貯留施設）についてそれぞれ適切な点検・調査、修繕・改築の実施方針等を定める。

2) 管路施設の点検・調査

ストックマネジメント計画に基づき、定量的に施設の劣化の実態や動向を確認するため、目視やテレビカメラ、管内潜行等の方法により、管きよ、ます、人孔、人孔蓋、取



テレビカメラ調査

付管を含む管路施設の点検・調査を実施する。点検・調査で得られた下水道施設の劣化状況、修繕内容等の情報は、データベースにて蓄積し、今後の修繕・改築計画、点検・調査計画に反映させる。

3) 管路施設の修繕・改築

点検・調査結果を基に、施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオを踏まえながら修繕・改築の必要性や優先順位等の基本方針、改築方法・時期・費用等の実施計画を検討し、効果的・効率的な修繕・改築計画を策定する。この計画に基づき管路施設の修繕・改築を行い、あわせて管路施設の耐震化も図る。



女子大通り幹線更生工事の様子

4) ポンプ施設の点検・調査

ストックマネジメント計画に基づき、市内 8 箇所のポンプ施設（桜堤ポンプ所・大野田ポンプ所・北町ポンプ所・北町雨水貯留浸透施設・東町一丁目合流改善施設・東町四丁目合流改善施設・東部公園合流改善施設・下水道用地合流改善施設）の点検・調査を行う。

5) ポンプ施設の修繕・改築

ストックマネジメント計画に基づき策定した効率的な修繕・改築計画により、ポンプ施設の修繕・改築を行う。特に、昭和 53～63 年に整備された桜堤・大野田の 2 ポンプ所は、年々老朽化していることから、適切な維持管理を行いながら優先的に改築を行う。

6) 下水道施設の耐震化

平成 23 年度に策定した下水道総合地震対策計画に基づき、平成 26 年度に緊急度が高い下水道施設の耐震化が完了した。今後は施設の修繕・改築の中で耐震化を図るとともに、国が帰宅困難者対策施設と処理場を結ぶ管路施設の整備を補助金の交付対象として追加する可能性を見込み、新たな地震対策の必要性・可能性について検討を行う。

1. 2 浸水対策

(1) 方針

都市化の進展や気候変動等により、近年、突発的な豪雨が頻発しており、浸水被害をもたらしている。

このような状況で北町雨水貯留施設の設置等の各種浸水対策を進めてきたが、それでも平成 29 年 8 月 19 日の集中豪雨では、最大 10 分雨量 27.0mm（最大 60 分雨量 66.5mm）を記録し、市内各所で浸水被害が発生する等、さらなる対策が求められている。

このため、公有地・民有地への雨水貯留・浸透施設等の設置・設置助成といったハード面の対策を進めるとともに、降雨情報等の提供等のソフト面からも雨に強いまちづくりを進める。

(2) 具体的な施策

1) 公有地における雨水貯留・浸透施設の推進

市立小中学校等への雨水貯留浸透施設の設置や公園等の緑地の確保、さらに市内の生活道路に対する透水性舗装や道路浸透ますの整備等、雨水浸透を推進する。

2) 住宅への雨水浸透施設等設置の助成

下水道管路施設に流入する雨水を減らすため、住宅への雨水浸透施設等設置に関する助成を行う。

3) ソフト対策の推進

引き続き北町雨水貯留施設の水位等の情報をリアルタイムで市民へ提供する等、住民の自助・共助による浸水被害の軽減や、避難行動の促進といったソフト対策を推進する。

4) 雨水放流幹線の整備

河川改修事業と整合を図りながら、善福寺川排水区を 50mm/時間対応にするため、善福寺川雨水放流幹線を整備する。また、平成 28 年度に築造した石神井川排水区雨水排水幹線への切替工事を実施し、早急な供用開始を目指す。

1. 3 広域的な 汚水処理

(1) 方針

本市は独自の処理場を有していないため、汚水は東京都の水再生センター（区部流入・流域下水道）で処理されている。また、神田川排水区の下水を森ヶ崎水再生センターに圧送するためのポンプ場施設として井の頭ポンプ場を三鷹市と共同設置している。

今後も引き続き、東京都・三鷹市に対して必要な負担金を支払うことで、施設の利用を継続する。

(2) 具体的な施策

1) 区部流入に関する負担金、整備

第一処理区の 461ha に係る東京都の森ヶ崎水再生センターの区部流入建設負担金を東京都に支払う。あわせて、区部流入に関する受託下水処理に係る経費を東京都に支払う。また、落合水再生センターから森ヶ崎水再生センターに変更するための接続管きよに関する整備を行う。

2) 流域下水道に関する負担金、整備

多摩川左岸野川流域下水道、及び荒川右岸東京流域下水道で処理する汚水に係る建設負担金、維持管理負担金を東京都に支払う。また、建設が予定されている野川水再生センター（仮称）について、建設負担金を支払うとともに、野川流域幹線への接続に関する整備を行う。

3) 井の頭ポンプ場に関する負担金

三鷹市との共同設置による井の頭ポンプ場への建設負担金、維持管理負担金を支払う。